

避難情報の発令基準について

避難情報の種類	内 容	求められる行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	災害の発生する可能性が高まった状況で、高齢者や体の不自由な方など、避難行動に時間を要する方がいち早く避難できるように、避難勧告に先立って発令するもの。	避難に時間のかかる方は避難を開始してください。 それ以外の方は、家族等への連絡、非常持ち出し品の準備など、避難準備を始め、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
避難勧告	災害の発生する可能性が高まったときに発令するもの。	速やかに避難を開始してください。 避難が困難な場合や、避難することがかえって危険な場合は、近くの頑丈な建物の2階以上に避難しましょう。 それも難しい場合は、家の中で安全な場所に避難しましょう。
避難指示 (緊急)	避難勧告より強いもので、災害発生の危険性が非常に高まった時に発令するもの。	緊急に避難してください。 どうしても避難が困難な場合や、避難することがかえって危険な場合は、近くの頑丈な建物の2階以上に避難しましょう。 それも難しい場合は、家の中で安全な場所に避難しましょう。